

業務及び財産の状況に関する説明書類

第9期 平成22年7月1日から平成23年6月30日まで

平成23年8月31日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 アーク監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿三丁目2番7号

代表者 三浦昭彦

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

① 監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

② 監査法人の沿革

平成16年3月3日 東京都新宿区西新宿一丁目23番3号にて法人設立

平成20年11月17日 現住所に本店移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1)業務概要

当期の監査証明業務は、前年度に比して金融商品取引法および会社法に基づく監査会社が2社増加1社減少、金融商品取引法に基づく監査会社が1社減少、会社法に基づく監査会社が1社減少となりました。また、その他の任意監査会社が1社減少となりました。よって、監査対象会社は34社となりました。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3)監査証明業務の状況

※平成 23 年 6 月 30 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	13 社	13 社
種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
②金商法監査	1 社	1 社
③会社法監査	7 社	0 社
④学校法人監査	1 社	—社
⑤労働組合監査	1 社	—社
⑥その他の法定監査	—社	—社
⑦その他の任意監査	11 社	—社
計	34 社	14 社

(会計年度末日)

(4)非監査証明業務の状況

当監査法人が実施した非監査業務は、非監査会社に対する財務デュー・デリジェンス業務ほかであります。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は投資家保護のために適正な財務開示を担保するために、正当な監査を実施することを基本方針としております。

また、経営管理は理事会で行われており、ホームページを通じて通報制度を設けており、法令順守の監視制度が適切に行われていない場合には顧問弁護士に連絡されることになっております。

監査証明を行うに当たって、法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社に書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合に、重大な影響を防止する必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を当局に申し出ることにしていきます。

また、法令違反等事実に対し、監査事務所としては、社員会及び理事会、品質管理担当者等により事前に検討することとしていきます。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人は当監査法人の定めた品質管理マニュアルに従い、以下の様に定めております。

① 職業倫理及び独立性

ア. 職業倫理

当監査法人は、日本公認会計士協会の倫理規定への遵守を社員及び職員全員（非常勤勤務者を含む）に求め、日本公認会計士協会において実施される継続的専門教育（CPE）において倫理並びに品質管理に関する単位の取得は必須のものとしています。

イ. 独立性

当監査法人は、独立性に関しては毎年8月に社員及び職員全員（非常勤勤務者を含む）から利害関係調査票および利害関係チェックリストの提出を求めています。また、新規に入社する職員に対しては、入社時に利害関係調査票および利害関係チェックリストの提出を求め、新規のクライアントが増加する都度、利害関係の有無の回答は全員に求めています。

当該利害関係調査票および利害関係チェックリストは、平成23年3月31日までの倫理規程の内容まで反映したものであり、日本公認会計士協会の倫理に関する規程が変更される都度、最新のものに更新されています。当該利害関係調査票および利害関係チェックリストは、公認会計士法・公認会計士法施行令・会社法・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令・公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令・倫理規則及び倫理規則注解・独立性に関する指針により作成されています。

② 監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人では、監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続に当たっては、いずれも契約前に当法人の指定した書式により契約締結が可能かどうかを理事会が検討し、ハイリスクと評価された場合は、社員会による全員の同意がない限り契約はできないこととなっています。

③ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

公認会計士試験合格者の新規採用や実務経験者である公認会計士の中途採用は、当監査法人としての経営方針及び法人における人員計画に基づいて実施しています。専門職員の教育・訓練については、継続的専門研修制度を構築し、法人内で各種研修プログラムを提供すると同時に、実際の業務を通じて十分なOJTが行われるよう配慮しています。

当監査法人では、監査に関する職業専門家としての能力維持のために、研修計画書に基づきクラス別その他の区分をテーマ別に決定し、内部研修会を開催するほか、日本公認会計士協会等が実施している継続的専門教育（CPE）は、最低40単位の取得を義務付けています。

この研修結果は研修担当理事に提出され、最低単位を取得していない者は監査業務

には従事できないものとしています。

監査実施者の評価は、当法人によって定められた人事考課制度に基づき適時に実施しています。

当法人では、継続して監査の業務執行社員となることができるのは、監査報告書の上段に署名する業務執行社員が5会計期間、その他の業務執行社員は7会計期間として定めています。

ただし、やむを得ない事情がある場合には、上記の期間以内でローテーションとなることもありえます。

監査補助者の配属に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えたチーム編成となるよう配慮しています。

④ 業務の実施

ア. 監査業務の実施

当監査法人では国際監査基準に準拠した監査手法をベースに、わが国固有の制度や基準等への対応を考慮した監査マニュアルを制定し、監査実施の枠組みを構築しています。

当監査法人では、組織的監査を行うために、業務執行社員及びマネジャー（シニアマネジャーを含む）による監査調書のレビューを義務付けリスクアプローチによる監査が遂行されたことを確認しなければならず、監査に従事した者は業務が完了するまで実施しなければならないことになっております。

イ. 専門的な見解の問合せ

監査上の問題点等の重要度に応じて、審査制度を基本とした専門的な見解の問合せを行う方針と手続を整備し運用しています。

ウ. 監査上の判断の相違

監査業務に係る審査の結果、業務執行社員と協議審査員との意見が合わなかった場合は、業務執行社員以外の社員を構成員とする上級審査を受審することとなり、業務執行社員は上級審査の結論とは相違する監査意見表明はできないこととなっています。

エ. 監査業務に係る審査

事業年度財務諸表監査及び内部統制監査並びに四半期レビューともに、監査計画策定時・監査（もしくはレビュー）意見表明前・監査（もしくはレビュー）報告書作成前において協議審査員の審査を受審しなければならないこととなっています。協議審査員は、対象となる監査業務に従事しておらず、かつ、過去2年以内に対象となる監査業務に従事していなかった者が指名されています。

監査業務の種類やリスクの程度等に応じた審査を行っており、公認会計士法上の大会社等については、監査契約の受嘱や監査計画の段階から適時に協議審査員が関与す

る方式を採用しています。

⑤ 品質管理のシステムの監視

品質管理システムに関する種々の日常的監視制度を整備し運用しています。また、監査業務に関する品質管理についても定期的な検証制度を整備し運用しています。

また、当監査法人内外からの投書・通報を受付け、それらに適宜対処するための制度を整備しています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は品質管理システムの整備及び運用を行うに当たり、業務執行社員以外の者が特定の監査業務の執行に不当な影響を及ぼすことにならないように、人事評価はマネジャー（シニアマネジャーを含む）から事務管理担当社員に報告がなされ、マネジャーに関する人事評価は業務執行社員だけでなく、他の社員の意見も取り入れた結果、理事会において合議することとなっております。

このため、業務執行社員以外の者が特定の監査業務の執行に不当な影響を及ぼすことにならないようなシステムとなっております。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

平成 21 年 2 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当監査法人の品質管理に関する最終責任は、理事長にあります。

また、理事の中には品質管理担当理事を設け、理事長をサポートする体制を採用しております。

また、監査の品質管理のために、各監査業務に関して点検作業を実施しております。

5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 提携上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1)提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項はありません。

(2)提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3)業務上の提携の内容
該当事項はありません。

(4)ネットワーク及びその取り決めの概要
該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
12人	一人	12人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

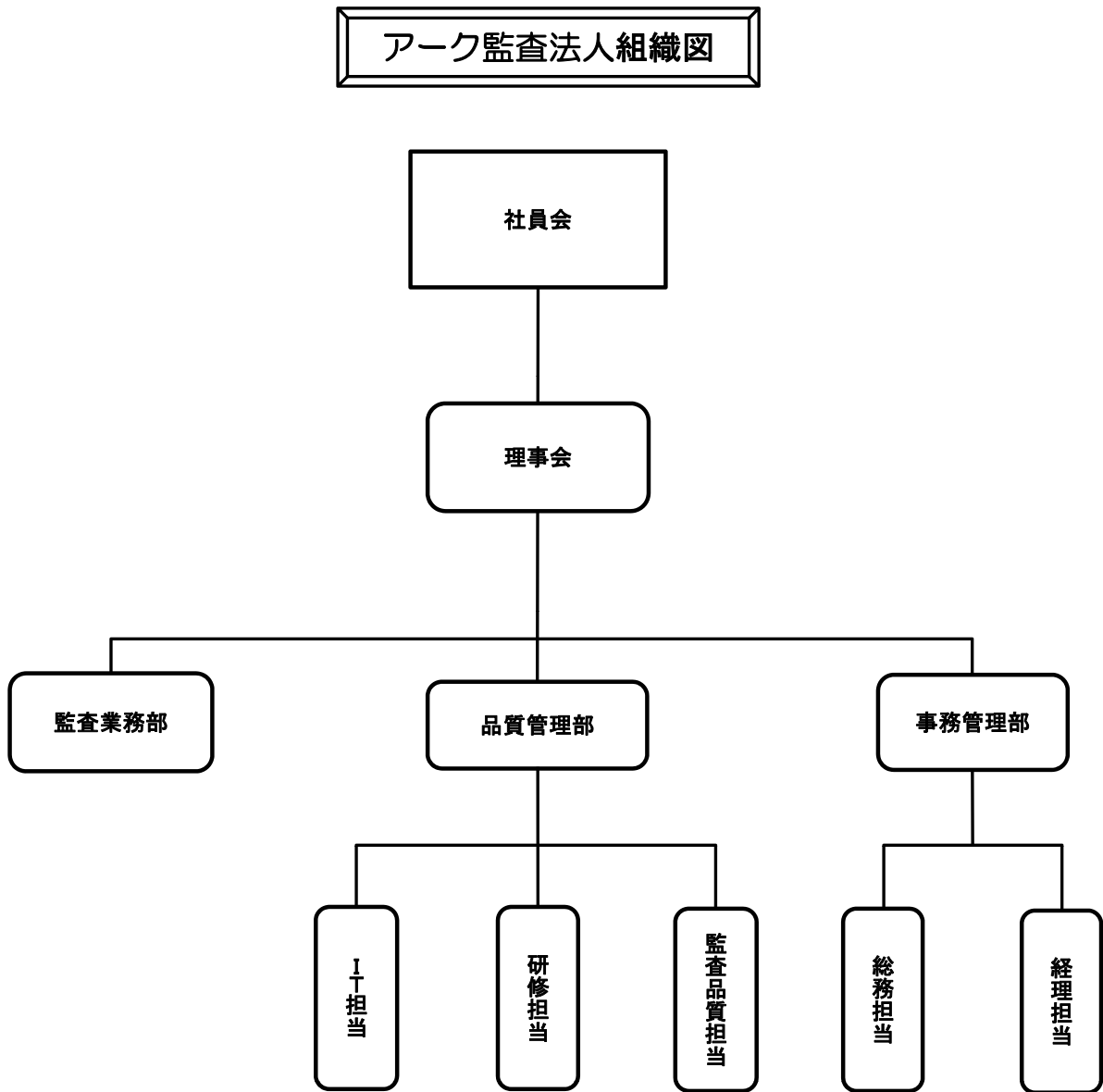
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	社員会規程による意思決定事項	12人	一人	12人
理事会	理事会規程による意思決定事項	4人	一人	4人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)本社	東京都新宿区西新宿三 丁目 2 番 7 号	12 人	一人	12 人	10 人
(従)					

四. 監査法人の組織の概要

組織図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位： 円)

	第 8 期 平成 21 年 7 月 1 日～ 平成 22 年 6 月 30 日	第 9 期 平成 22 年 7 月 1 日～ 平成 23 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	402,086,500	418,528,834
非監査証明業務	13,999,500	14,572,000
合 計	416,086,000	433,100,834

2. 直近の二会計年度の計算書類

添付義務はないため省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付義務はないため省略しております。

4. 供託金の額

該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

- ① 株式会社新川
- ② タケダ機械株式会社
- ③ 株式会社パイロットコーポレーション
- ④ 株式会社省電舎
- ⑤ 日産東京販売ホールディングス株式会社
- ⑥ 株式会社ホロン
- ⑦ 株式会社エコス
- ⑧ 日本マイクロコーディング株式会社
- ⑨ 東京日産コンピュータシステム株式会社
- ⑩ ひまわりホールディングス株式会社
- ⑪ 株式会社明豊エンタープライズ
- ⑫ 第一カッター興業株式会社
- ⑬ 株式会社ノア
- ⑭ 株式会社セレブリックス